

5 議 事

「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての
意見書（案）」について

(案)

大阪市立中学校

学校配置の適正化の

推進に向けての意見書

令和6年 月

大阪市学校適正配置審議会

目 次

はじめに	．．．．．	P 1
I 学校配置の適正化		
1 基本的な考え方	．．．．．	P 2
2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果	．．．．．	P 2
II 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状		
1 生徒数・学校数の推移	．．．．．	P 3
2 現状	．．．．．	P 3
III 大阪市立中学校における配置の適正化		
1 中学校の小規模化に伴う影響	．．．．．	P 4
2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象		
(1) 適正規模について		
①学級数	．．．．．	P 5
②生徒数	．．．．．	P 6
(2) 学校配置の適正化の対象について	．．．．．	P 6
3 学校配置の適正化の手法		
(1) 学校配置の適正化の手法について		
①統合	．．．．．	P 7
②通学区域の変更	．．．．．	P 7
(2) 学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について	．．．	P 8
4 学校配置の適正化の進め方		
(1) 小学校における配置の適正化の進め方について		
①条例制定にいたる経過	．．．．．	P 8
②条例改正前後の取組の比較	．．．．．	P 8
③教育委員会事務局による分析	．．．．．	P 9
(2) 中学校の配置の適正化を進めるにあたって	．．．．．	P 10
5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり		
(1) 統合等において配慮すべき事項について	．．．．．	P 10
(2) 統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について	．．	P 10
(3) 参考 統合によって廃校となる学校跡地について	．．．．	P 11
おわりに	．．．．．	P 12

はじめに

- ・本審議会では、平成 15（2003）年 7 月に教育委員会より「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問を受け、小規模化が顕著である小学校を中心に検討し、平成 16（2004）年、20（2008）年、22（2010）年に答申（以下、それぞれ「16 年答申」「20 年答申」「22 年答申」という。）を、平成 25（2013）年に意見（以下、「25 年意見」という。）をとりまとめ、教育委員会へ提出してきた。
- ・22 年答申では、「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」としたところである。
- ・大阪市立中学校については、学級編制基準や入学率等の影響を受けるため一概には言えないが、通学区域内の小学校が適正規模であれば、ほとんどの中学校が各学年で複數学級を維持できることから、まずは、小学校の配置の適正化を着実に推進していくことが重要である。
- ・中学校の現状を見てみると、生徒数については、第 1 回審議会答申が出された昭和 50 年代と比較して半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。また、長年の少子化の影響により、著しく小規模化している中学校が存在しており、小学校だけでなく、中学校の配置の適正化についても検討すべき時期に来ていると言える。
- ・これらのことから、特に小規模な中学校においては喫緊の対応が求められるため、当審議会は、22 年答申、25 年意見を基本に、中学校の特性、この間に進められてきた小学校の配置の適正化の取組等を踏まえて、中学校の配置の適正化に着手するにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点等を中心に意見書としてまとめた。

I 学校配置の適正化

1 基本的な考え方

- ・義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。
- ・それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、令和2（2020）年度より小学校において、令和3（2021）年度より中学校において全面実施されている学習指導要領でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。
- ・こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。
- ・これらのことから、一定の規模を下回る学校については、学校配置の適正化（他の学校との統合等）を行うことにより集団規模等を確保し、児童生徒の教育環境の改善を図ることが必要である。

参考：資料9 小学校における配置の適正化の効果（令和3年度・4年度統合後アンケート結果）

2 大阪市立小学校における配置の適正化の効果

- ・1の基本的な考え方のもと、大阪市では小規模な小学校について、配置の適正化を進めてきた。
- ・令和3（2021）・4（2022）年度に統合した学校の児童を対象に、統合の半年後に実施したアンケートでは、約8割の児童が「新しい友だちができた」、約7割の児童が「遊ぶ仲間が増えた」、約5割の児童が「いろんな先生に教えてもらえるのでよかった」と回答しており、小規模校の課題のひとつである人間関係の固定化が解消され、人間関係が広がっていること等が確認できた。
- ・また、「運動会等の集団活動が活発になった」との回答も多くあり、教育活動の幅が広がっていることも確認できたところである。
- ・教員からは、児童数が増えたことにより「交友関係が多様化し、特定の人間関係に依存しすぎることがなくなった」「学習や取組に対して、教え合い

や競い合い、影響し合う機会が増えた」、また、教員の数が増えたことにより「他の教員の指導を見る機会が増え、様々な指導方法を学ぶことができるようになった」「教材研究を分担することができ、児童への指導の幅が広がった」「校務分掌の負担が減り、児童に向き合う時間が増えた」等の声が聞かれている。

- ・もとより学校配置の適正化については様々な意見が示されており、今後もその影響を注視していく必要があるが、これまでのところは上記のような肯定的影響が報告されているところである。

II 大阪市立中学校における生徒数等の推移及び現状

1 生徒数・学校数の推移

参考：資料1 生徒数・
学級数の年度推移

- ・大阪市立中学校の生徒数は、昭和37（1962）年度に約18万5千人とピークを迎えた後は減少し続け、第1次答申当時（昭和54（1979）年度）の約10万8千人から見て、令和5（2023）年度は約5万1千人と半減しており、平成13（2001）年度以降、5万人台で推移している。
- ・一方、学校数は、昭和54（1979）年度には122校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和5（2023）年度には126校（義務教育学校含む、郊外校除く。）と反対に増加している。

2 現状

参考：資料2 令和5年度 中学校行政区別生徒数・学級数一覧

- ・令和5（2023）年5月1日現在、中学校126校のうち、一部の学年で単学級となる5学級以下の学校が11校あり、近年増加傾向にある。
- ・また、全校生徒数が60人を下回るなど、著しく小規模化している学校が存在するに至っている。
- ・具体的には、3学級以下の学校が全体の3校（2.4%）、4～5学級が8校（6.3%）、6～8学級が26校（20.6%）、9～11学級が33校（26.2%）、12学級以上が56校（44.4%）となっている。
- ・大阪市の年少（0～14歳）人口は、昭和55（1980）年は約54万人であったが、令和5（2023）年は約28万人であり、大阪市の総人口に占める割合は10.2%となっている。約20年後の令和27（2045）年には約23万人、同割合は9.6%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。
- ・また、令和27（2045）年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、生野区、西成区は8%未満と比較的低い水準にあり、一方、福島区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上を維持すると見込まれており、地域によって異なる状況になることが見込まれている。
- ・一方、外国人人口の増加により、これまで減少傾向にあった人口が増加に

転じている区もある。

- ・大阪市は、不登校生徒在籍率や特別支援学級在籍率が全国平均を上回っており、個別の支援を要する生徒が他の自治体と比して多い状況であり、地域的な偏りも見られる。さらに、前述のとおり、外国人人口の増加に伴い、日本語指導を必要とする生徒数も増加している。

III 大阪市立中学校における配置の適正化

1 中学校の小規模化に伴う影響

- ・1学年あたりの生徒数が少ないことによる利点や課題は、22年答申に記載のとおりである。
- ・一般的に小規模校は、学校としてまとまりやすい、生徒一人ひとりの生活実態が把握しやすく家庭との連携がとりやすい等の利点がある。
- ・一方で、クラス替えができないため人間関係が固定化する、集団の中での経験を通じて能力を育む機会が減少する、教育活動の幅が狭くなる、校務分掌にかかる負担が偏る、教員集団のバランスがとりにくくなるといった様々な課題がある。
- ・中でも、中学生は、思春期の多感な時期にあり、人間関係が固定化することの影響が、より深刻な課題となって顕れやすい。また、高校進学等に伴い新たな人間関係を構築していく力が求められることを考えると、小規模校であることによって生じる課題がより大きく影響すると言える。
- ・部活動についても、当該校だけでは一定の人数が必要となる種目の部活動が成立しなかったり、小規模校では教員の配置数が減ることもあり、部活動の種目が限られたりする等の課題もある。
- ・また、中学校の特徴として教科担任制があり、文部科学省の手引きによると、免許外指導をなくすためには、学級数は9学級以上を確保することが望ましいとされている。8学級以下の学校では9教科の教員定数が確保できず、免許外指導や兼務、非常勤講師による対応等が生じる可能性がある。
- ・さらに、教員数が限られることにより、新しい指導技術や考え方等が入ってきにくくなるなど、指導技術の活性化や資質向上の観点においても課題がある。加えて、教科により授業時数に大きな差があることから、業務の平準化という面でも課題があると考える。
- ・その他、小学校にも共通することとなるが、学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図っているところ、集団で議論する際に、小規模校の学級ではメンバーが固定化し議論が深まらないなど、今日的な学びの実現への影響も生じると考える。

2 中学校の適正規模及び配置の適正化の対象

小学校の適正規模及び配置の適正化の対象については、学級数及び児童数の両面から基準が検討されていることから、中学校についても同様に検討する。

(1) 適正規模について

参考：資料8 主な政令市における適正な学校規模および学校配置の適正化にかかる考え方について（中学校）

① 学級数

- ・「学校教育法施行規則」（以下、「規則」という。）では、中学校の学級数は「12学級以上18学級以下」が標準とされている。
- ・ただし、「地域の実態その他により特別な事情のあるときには、この限りでない」とも規定されており、他の政令市においても、半数以上が規則と異なる基準を設けている。
- ・大阪市では、学級数の下限について、小学校では、クラス替えが可能な1学年2学級、6学年で12学級としている。
- ・中学校は、教科担任制であるため、9学級未満の場合、授業時数の少ない教科において1名の教諭の確保が困難となり、免許外指導等が生じる可能性がある。持続的に良好な教育環境を提供する観点から、免許外指導等が生じる学級数には課題があると言え、適正規模の学級数の下限は1学年につき3学級、全学年で9学級がひとつの基準になると見える。1学年3学級あれば、クラス替えはもとより、教科によるが同一教科に複数の教員の配置も可能であり、小規模化に伴う教育上の課題も概ね生じない学級数であると考える。
- ・また、昭和54（1979）年答申では、300人以上を適正規模としているところ、生徒数が300人程度であれば9学級程度となること、下限を規則で標準とされている12学級とした場合、5割以上の中学校が適正規模未満の学校となる現状を踏まえると、下限の目安は9学級とするのが、大阪市の実態に沿っていると考える。
- ・上限については、小学校において24学級としており、他の多くの政令市でも24学級としている。中学校について変更すべき特段の事情もないと考える。
- ・よって、大阪市においては、中学校の適正規模を「9学級以上24学級以下」とすることが妥当であると考える。
- ・なお、自治体によっては、適正規模校より小さい学校を「準小規模校」や「準ずる規模」と規定している事例が見られた。今後、制度の変更や更なる少子化の進行等により、改めて適正規模の基準を検討する際には、参考にすべき考え方のひとつであると思料する。

② 生徒数

- ・小学校については、16年答申において、調査研究の結果や教育活動の円滑

な実施等の観点から 1 学級あたりの児童数を 20 人程度と整理するとともに、クラス替えができる規模という観点からは、1 学年 2 学級以上編制するため、50 人程度の児童数が必要としたところである。

- ・ 1 学級あたりの生徒数については、調査研究の結果や教育活動の円滑な実施等の観点において小学校と中学校で特段の差異はないことから、1 学級あたり 20 人程度との整理は中学校についても妥当である。なお、昭和 54 (1979) 年答申において 300 人未満の学校を過少校と定義していることについて、①に記載のとおり適正規模の学級数の下限である 9 学級であれば、生徒数は 300 人程度となることから、齟齬はないところである。
- ・ しかしながら、9 学級でも生徒数 300 人未満になる学校も存在すること、また、その場合でも、即座に教育活動に支障が生じるという状況でもないことから、中学校における適正規模の考え方については、学級数を基本とし、300 人は一つの目安とするに留める。なお、個々の学校の状況を踏まえ、必要な対策を講じていくことが望まれる。

(2) 学校配置の適正化の対象について

- ・ (1) の整理を踏まえ、9 学級を下回る中学校は、小規模校となる。
- ・ 中でも、生徒数が 60 人 (20 人 × 3 学年) を下回る、また、単学級の学年がある規模の場合は、円滑な教育活動の実施に支障がある、クラス替えができるない等、特に生徒に与える影響が顕著であると考える。
- ・ よって、学校配置の適正化の対象については、小学校の区分も参考に、次のとおり区分し、教育効果面での課題が大きいと認められる中学校から順次検討を行っていくのが望ましい。

① 複式学級を有する学校

② ①の学校を除き、生徒数が 60 人を下回り、今後とも 60 人以上に増加する見込みがない学校

③ 生徒数は 60 人以上であるが、今後 60 人を下回ることが見込まれる学校

④ ①～③の学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後ともすべての学年において単学級であることが見込まれる学校

⑤ 現在、4 学級または 5 学級であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校

⑥ 今後、4 学級または 5 学級の状況になると見込まれる学校

※ なお、①～⑥を除く 8 学級以下の学校で、教育上の課題が生じている、あるいは、近い将来に教育上の課題が生じることが見込まれる場合は、学級数及び生徒数の推移を十分に考慮のうえ、適正化を進める。

3 学校配置の適正化の手法

（1）学校配置の適正化の手法について

- ・学校配置の適正化の方策としては、これまでの答申等で検討・整理されてきており、中学校についても「統合」又は「通学区域の変更」の手法により進めることが妥当である。
- ・ただし、中学校は小学校と比べ通学区域が広いことから、手法の検討にあたっては、距離や時間など通学の負担について留意することが必要である。また、大阪市全体では、今後更なる年少人口の減少が見込まれているが、地域によっては急激に減少したり、逆に増加したりすることも想定されていることから、適正配置対象校・適正配置関係校を決定するにあたっては、人口推移等を十分に分析し、長期的な視点で検討することが必要である。

① 統合

- ・学校配置の適正化の方策としては、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、小規模校同士の統合を優先する。
- ・また、通学にかかる負担を軽減する観点から、1対1等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用することとし、小規模校同士の統合では、原則として、生徒数の多い学校の校舎を、小規模校と適正規模校を統合する場合は、適正規模校の校舎を使用する。

② 通学区域の変更

- ・「統合」以外の方策としては、「通学区域の変更」の手法による。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係校すべてが原則9学級から24学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

①・② 共通事項

- ・「統合」または「通学区域の変更」のいずれの場合においても、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校や他の手法がある場合は、上記の限りではないものと考える。
- ・小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、指定外就学の特例の設置も合わせて検討すべきである。

（2）学校配置の適正化にあたり満たすべき条件について

- ・適正規模（9学級～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離が概ね3km以内^{※1}になること
- ・通学経路^{※2}の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと

※1 距離については「大阪市児童生徒に対する公共課交通機関無料乗車証交付要綱」交付資格者の通学距離（小学校においては2km、中学校においては3kmを超える場合）に準じている。

※2 中学校については、発達段階をふまえ、通学路の指定は行っていない。

- ・学校配置の適正化にあたっては、上記の条件を満たすことを原則とするが、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由や、やむを得ない事由等がある場合は、原則に縛られるものではないと考える。

4 学校配置の適正化の進め方

（1）小学校における配置の適正化の進め方について

① 条例制定にいたる経過

- ・大阪市では、小学校における配置の適正化の進め方を条例等で規定している。
- ・この間の答申等に基づき、統合にあたっては、当該校区のPTA役員や地域関係者等から構成される協議会等を設置し、その協議会等において統合を承認することとしていた。そのため、PTA役員や地域関係者の責任や負担の増大、協議の長期化等が課題となっていた。
- ・学校配置の適正化の取組について、行政の責任において公平かつ持続的に運用していくため、令和2年4月に「大阪市立学校活性化条例」（以下、「条例」という。）が改正施行され、教育委員会は、区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画（以下、「計画」という。）を策定し、統合後の学校にかかる事項について保護者等から意見を聞くこと等について規定された。

参考：資料10 学校配置の適正化の実施状況（小学校）

② 条例改正前後の取組の比較

- ・小学校における配置の適正化の取組件数は、条例改正以前の昭和60（1985）年～令和元（2019）年度まで（令和2年4月開校含む）は、20件であり、条例改正前の直近4年間では、5件（1.25件/年）であった。一方、条例改正後の令和2（2020）年度～令和6（2024）年1月までの約4年間に計画を策定した件数は、9件（2.25件/年）であった。

- ・統合に要した期間については、条例改正前の長期化したケースでは、対外的な説明等の着手から統合決定まで約3年～7年であったところ、条例改正後に着手したケースでは、約2年半（新型コロナウィルス感染症の拡大により、取組を延期した期間を含む）であった。

③ 教育委員会事務局（以下、「事務局」という。）による分析

- ・学校配置の適正化については、行政の責任を明確にし、区担当教育次長の指揮のもと取組を進めている。取組数が増加するとともに、統合決定にかかる期間も短縮されている。
- ・学校配置の適正化の基準・進め方はもちろんのこと、計画案策定前の住民説明会の内容、計画内容、計画策定後の「学校適正配置検討会議」の議論内容等を広く公表し、公平性・透明性の担保を図っている。
- ・計画公表後、保護者・地域住民等により構成される「学校適正配置検討会議」において、計画の具体化にむけ意見聴取・議論を行い、新しい学校づくりに保護者や地域住民の参画を図っている。
- ・前述（Iの2）のとおり、統合半年後に実施したアンケートでは、児童の交友関係の広がりや教育活動の充実など、集団規模が確保されたことで、期待された教育効果が得られていることが伺えた。また、教員からは、指導技術の向上や児童との関わり等に時間が確保できるようになった等の声も寄せられており、これまでの取組では総じて肯定的な影響が確認できている。
- ・以上、条例改正後の取組事例が少なく十分な分析はできないが、現行の学校配置の適正化の進め方は概ね有効に機能していると考える。
- ・一方で、住民の理解を得ることに時間を要していることや、本市発注工事における週休2日工事の推進により校舎整備に要する期間が長期化していること、事前準備を重ねてもなお、統合当初の学校生活において、新たなルール等について児童や教職員間の認識にずれが生じていることのほか、区によって取組状況が異なること等が課題として挙げられる。今後は、当事者だけでなく、市民に対しても、日頃から学校配置の適正化の意義や必要性について幅広く啓発するとともに、より早い段階から検討を始めること、統合決定後の学校間の連携・交流をより十分に行うこと等が必要である。また、区役所と事務局がより一層密に連携し、取組を推進していくことが肝要である。

（2）中学校の配置の適正化を進めるにあたって

- ・小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえて進め方を検討し、保護者や地域に混乱を来すことがないようにすることが肝要である。

- ・なお、事務局の分析にもあるとおり、条例改正後の取組事例が限られ、エビデンスに乏しい状況であり、確定的なことが言えないことから、審議会としては、今後、事務局において中学校の配置の適正化の進め方を検討するにあたっての留意点を述べるに留めておく。

5 統合等への不安解消、魅力ある学校づくり

(1) 統合等において配慮すべき事項について

- ・統合を進めるにあたっては、25年意見のとおり、保護者や地域関係者と統合後の学校のあり方などについて共有を図るとともに、統合前に対象校の生徒同士の交流活動や教員間の連携をしっかりと行うことが大切である。また、統合によって生じる新たな物品の購入など保護者の経済的負担に対する軽減策を講じることが必要である。
- ・特に、中学校において配慮すべき事項としては、統合により通学距離が長くなることが想定されるため、通学にかかる負担軽減策を講じることが必要である。
- ・また、高校入試について、十分な配慮が必要である。生徒の心理的な支援に留まらず、統合前の準備段階から丁寧な情報提供に努めるなど、成績評価や進路指導に関する不安を払拭するための取組が求められる。
- ・さらに、Ⅱの2で述べたように、不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒が増加している状況に留意する必要がある。特に、個別の支援を要する生徒は、環境の変化の影響を受けやすい傾向にある。統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や支援策の検討等を行うなど、きめ細やかな取組により、本人や保護者の不安の解消に努めることが必要である。また、在籍状況に地域的な偏りも見られるところであり、学校配置の適正化の取組を進めるにあたっては、規模の確保の観点のみならず、個々の生徒や地域の特性を踏まえた検討も必要である。

(2) 統合後の教育環境の更なる向上にむけた支援について

- ・教育環境の更なる向上にむけた支援として、25年意見のとおり、統合によって新たに開校した学校において、適正配置対象校の教育方針が継承されるよう考慮すること、新しい学校教育目標のもとで教育活動が展開できるよう必要な支援を行うこと、生徒にきめ細かい対応ができるよう教員等の配置について配慮すること等が必要である。
- ・また、25年意見では、施設について、既存の施設の活用を原則としつつ、新しいコンセプトの下で展開する教育活動に必要な施設・設備は整備すべきとしたところであるが、大阪市では個別の支援を要する生徒が多い状況を踏まえ、そういう生徒の支援につながる環境整備についても可能なか

ぎり検討されたい。

- ・さらに、中学校においては、部活動も重要な要素である。通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、帰宅時間等も考慮した活動のあり方も、検討すべき課題であると考える。

（3）参考 統合によって廃校となる学校跡地について

- ・令和4（2022）年4月に「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画（案）の作成と並行して計画的に検討を進めていくことが重要である。
- ・また、現在、大阪市では、廃校となった学校を活用し、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の開校に向けた準備を進められている。今後も、廃校とするだけでなく、新たな学校として活用することも考えられたい。

おわりに

- ・今般、当審議会では、早急な対応が求められる大阪市立中学校の配置の適正化を進めるにあたり、必要となる基本的な考え方や留意すべき点を中心に整理を行った。
- ・長年の少子化の影響により、更なる学校の小規模化が進行することが見込まれる一方で、政府は、「こども未来戦略方針」を決定し、次元の異なる少子化対策に取り組むとしている。今後の人口推移、社会状況や学校教育を取り巻く環境の変化、先行して取り組んでいる小学校の配置の適正化や校舎の老朽化の状況等をしっかりと捉え、適宜、基準等を再検討されたい。
- ・学校配置の適正化は、それぞれの学校や地域の歴史や事情、また、配慮や留意が必要な事項も多くあり、多大なエネルギーを必要とする取組であると思料するが、未来を担う子どもたちのより良い教育環境確保のために、今後とも、区役所・教育委員会が一丸となって取組を進めていただくことを期待する。
- ・学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核としての性格も有している。学校配置の適正化を進めるにあたっては、保護者や地域住民に対して、「子どもの教育環境の改善のため」という学校配置の適正化の目的や必要性について丁寧な説明や議論を十分に行い、本取組が、保護者や地域住民がより一層主体的に学校づくりやコミュニティづくりに関わっていく機会となるよう取り組まれたい。